

# 令和元年度EV/FCバス・トラック等のユースケース毎の航続距離等の特性に関するデータ収集及び事業性検証委託業務 データ収集・提供事業者の公募要領

令和元年7月  
環境省地球環境局地球温暖化対策課  
地球温暖化対策事業室

環境省では、「令和元年度EV/FCバス・トラック等のユースケース毎の航続距離等の特性に関するデータ収集及び事業性検証委託業務」の実施に係る「データ収集・提供事業者」について、下記の要領により募集します。応募に当たっては本要領を熟読していただくようお願いいたします。本要領を熟読せずに応募された結果生じる応募書類の不受理や、応募期限に間に合わない等の事態については、当方は一切の責任を負いません。

## 目次

1. 事業概要
2. 事業の対象、実施期間等
3. 公募から採択までの流れ
4. 応募書類及び手続
5. 留意事項
6. 今後のスケジュール
7. その他

## 1. 事業概要

### (1) 事業の背景と目的

環境省では第五次環境基本計画において、SDGs やパリ協定といった脱炭素化の潮流と地域が抱える課題に対する環境・経済・社会の統合的向上に向け、各地域がその特性に応じ、地域資源を活かし、自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域と連携することで「地域循環共生圏」を構築することを掲げています。

地域循環共生圏の構築に当たっては、2018年12月中央環境審議会・総合政策部会で提示された資料2-2<sup>1</sup>「地域循環共生圏（日本発の脱炭素化・SDGs構想）」にあるように5つの柱（「エネルギー」、「交通・移動」、「ライフスタイル」、「防災」及び「ビジネス」）に係る取組を圏内の地域間が各地域の強み・特性を最大限に発揮し、相互連携しながら、更に持続可能な形で進めていくことが極めて重要です。

本事業では、上記のうち「交通・移動」に関して、将来の地域の公共交通・物流分野の軸を担うEV/FCバス・トラック等のモビリティを対象に、将来的な利用促進に向けた開発を推進するため、ユースケース毎に満たすべき航続距離等の特性に関するデータ収集及び事業可能性を検証することを目的としています。

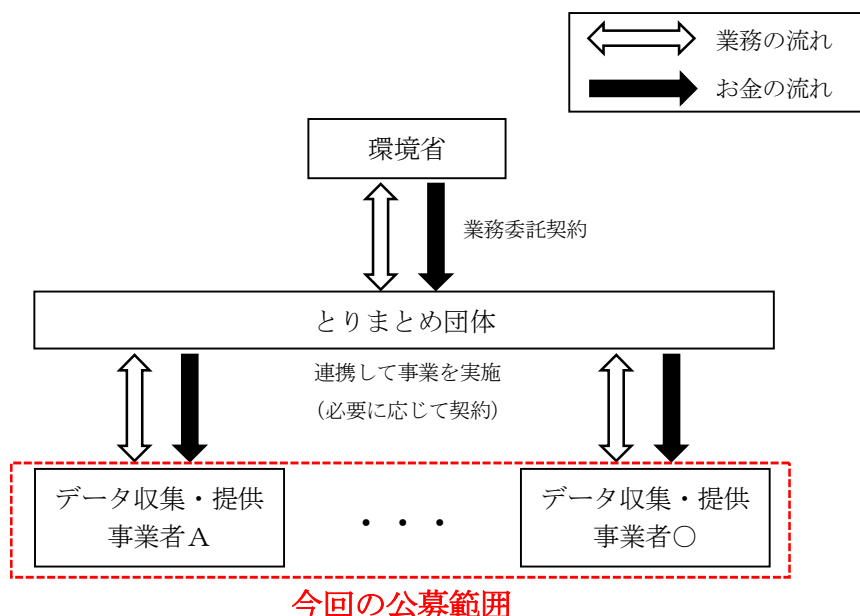
そのため、環境省では、本事業を実施する上で必要不可欠となるEV/FCバス・トラック等の走行データ等を収集・提供する事業者（以下、「データ収集・提供事業者」という。）を下記の内容で公募します。

### (2) 事業の構造

データ収集・提供事業者は、別途環境省が民間事業者に委託する「令和元年度EV/FCバス・トラック等のユースケース毎の航続距離等の特性に関するデータ収集及び事業性検証委託業務」（仮称）の受託者（以下、「とりまとめ団体」という。）と連携し、イニシャルコスト及びランニングコスト等の本事業の目的の達成に必要なデータの収集・提供に取り組んでいただきます。

業務委託契約はとりまとめ団体と環境省との間で行い、とりまとめ団体はデータ収集・提供事業者と連携してデータの分析・整理や事業可能性検証を行うとともに、各データ収集・提供事業者の管理・支援を行います。

なお、データ収集・提供事業者については最大で5事業者程度の選定を予定しており、データ収集に係る費用はとりまとめ団体から支出することとなります。本公募で採択されたデータ収集・提供事業者と環境省との間で直接契約を締結することはありません。



<sup>1</sup> 右記URL参照：[https://www.env.go.jp/council/02policy/mat97\\_2\\_2.pdf](https://www.env.go.jp/council/02policy/mat97_2_2.pdf)

## 2. 事業の対象、実施期間等

### (1) 応募できる事業者の要件

本公募に応募できる者は、民間企業とします。

### (2) 事業の実施体制

本事業は、複数の民間企業から構成されるコンソーシアムによる共同事業、又は単独の民間企業による事業のいずれの形態で行うことも可能です。

コンソーシアムによる共同事業の場合は、応募に際しての代表者を決めていただきます。

代表者は、応募書類の提案者となるほか、環境省での審査過程に関する連絡・対応に当たり総括的な責任を有します。また、事業が採択された後は、円滑な事業の推進と目標達成のために、コンソーシアムを代表してその事業推進に係る取りまとめを行うとともに、コンソーシアム内の役割分担を含む事業計画の作成及び見直しに係る調整等、事業の円滑な実施のための進捗管理を行っていただくこととなります。

### (3) 事業の実施対象

下記の実施条件を全て満たす事業を対象として公募を行います。

- ① バスもしくはトラックを対象とした事業であること。
- ② ①に示すモビリティが電気自動車又は水素燃料電池自動車のいずれかであること。
- ③ 将来の地域の公共共通もしくは物流分野において、②に示すモビリティの利用を想定した具体的なユースケースが設定されていること。
- ④ ③のユースケースに基づき、表1に記載のデータ(主要データ及び付属データ)を収集し、とりまとめ団体及び環境省へ提供すること(ただし、既に保有しているデータについては、本事業で収集を行わず、提供のみも可能とする)。
- ⑤ 設定したユースケースの実現によるCO2削減効果が推計できること。

表1. 収集・提供が必要なデータ

		主要データ	付属データ
イニシャルコスト	車体	・車両購入価格	・車両規格
	充電/水素充填インフラ	・設備価格 ・設備能力(車両利用数等)	・充電/充填時間 ・設備、車両配置 ・設置工事費
ランニングコスト	走行情報	・走行距離 ・電力/水素消費量	・走行経路 ・平均時速 ・走行時平均気温 ・電費/燃費
	電気/水素料金	・単価(料金体系)	・契約種別、供給方法
	メンテナンス、修理	・年間費用	・メンテナンス、修理内容

### (4) 事業の実施期間

事業の実施期間は単年度とします。データ収集を行う具体的な期間についてはとりまとめ団体と調整の上、決定していただきます。

### (5) 事業の経費

1 事業者あたり最大2,000万円程度の事業費を想定しています。事業費として計上できる経費は、表2に記載されたもののうち、データ収集・提供に必要な不可欠な経費とします。

ただし、EV/FCバス・トラック車両本体、充電や水素充填のための設備・機器、その他付帯設備、車庫は対象外とします。これらについては、データ収集・提供事業者が所有するものを利用することが前提となります。

なお、事業費は本公募の採択時に確定するものではなく、とりまとめ団体との調整によって変動する可能性があります。

表2. 経費の区分

区分	費目	内容	
直接費	人件費	人件費	業務に直接従事する者の人件費。
	業務費	旅費	業務に直接必要な出張又は移動にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費）。
		消耗品費	業務に直接必要な物品の購入費。 ・取得価格が50,000円未満の物品 ・取得価格が50,000円以上の物品であって、おおむね2年程度の反復使用に耐えない物品、破損しやすい物品、又は事業の終了をもってその用を足さなくなる物品。（消耗部品、ソフトウェア、試作品等）
		借料及び損料	業務に直接必要な機械器具等のリース・レンタル料や損料、会議等の開催にあたって必要な会場借料など。 ・リース期間は原則法定耐用年数とし、リース料金は当該業務の事業実施期間中のみ認められる。 ・事務所の家賃や共用部等、本業務のみに使用していると認められない経費については計上できない。
		賃金	業務に直接必要な業務補助を行う補助員に対する給与。 ・補助作業を行うアルバイト、パート、派遣社員 ・技術補佐員、教務補佐員、事務補佐員 等
		通信運搬費	事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料（電話料、ファクシミリ料、インターネット使用料、宅配便代、郵便料等）
		光熱水費	事業の実施に使用する機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道等の経費
		印刷製本費	事業に係る資料や報告書等の印刷、製本に要する経費
		雑役務費	業務の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務に必要な経費 ・事業に直接必要な装置のメンテナンス等にかかる経費 ・設計（仕様を指示して設計されるもの）、試験、解析・検査、鑑定、部材の加工等の経費
共同実施費	共同実施費	共同実施者が計上する経費。 費目は事業代表者が計上できる経費に準ずる。	
間接費	一般管理費	委託業務を行うために必要な経費のうち、業務に要した経費としての特定が難しいものについて、一定割合で認められる経費。役職員の手当や管理部門などの管理経費、事務所の家賃、光熱水料、回線使用料、汎用文具等に要する経費で業務に要する経費として特定することが難しいものの、一定の負担が生じている経費として計上するもの。	

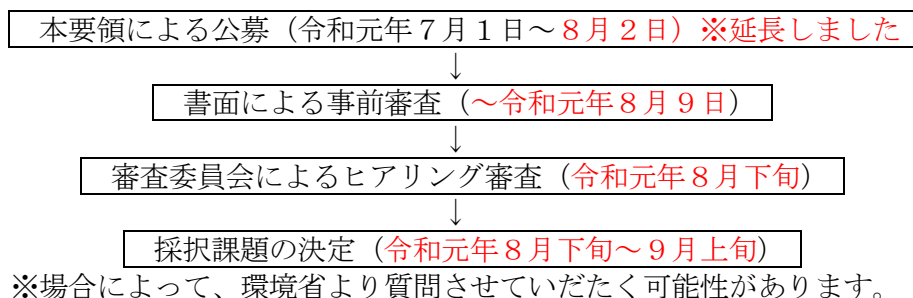
※消費税は10%で計算してください。

※本事業では、原則備品の購入は出来ません。

※試作品については、事業の終了をもってその用を足さなくなる物品であるため、事業終了後は原則として撤去もしくは廃棄となりますので、必要な撤去費用等を計上して下さい。

### 3. 公募から採択までの流れ

公募から採択までの流れとスケジュールは、おおむね以下のとおりとすることを予定しています。



#### (1) 書面による事前審査

応募書類について、各種要件を満たしているかについて書面による事前審査を行った上で、ヒアリング審査にかける事業者を選定します。事前審査の結果については、代表者に対して通知します。

この過程で、応募書類について、環境省から提案内容の補足説明を電話等によりお願いする場合があります。

#### (2) 審査委員会によるヒアリング審査

(1)の審査を通過した応募について、環境省が設置する審査委員会（外部有識者で構成）において、代表者からヒアリングを行った上で採否等について審査します。

選定に当たっては、以下に示す観点から評価を行います。

##### ①ユースケースの具体性・妥当性

設定したユースケースについて、将来の公共交通もしくは物流分野における位置付けや役割が具体的かつ妥当であるか。また、ユースケースの詳細が本事業の実施にあたって妥当なものであるか。

##### ②収集・提供するデータの有効性

収集・提供するデータがEV/FCバス・トラック等の将来的な利用促進に向けた開発を促進するものであるか。また、事業性検証を行う上で有効かつ必要十分なデータの提供が見込まれるか。

##### ③実施体制・実施計画

実施体制・実施計画が、事業内容から妥当かつ事業の確実な実施が見込まれるものであるか。

##### ④CO2削減効果

設定したユースケースの実現により相応のCO2削減効果が見込まれるか。また、その算出プロセスや根拠が妥当であるか。

##### ⑤経費の妥当性

実施内容に対して計上された経費の内容及び金額が妥当であるか。

なお、審査委員会は非公開とし、ヒアリングの日程や場所等については、ヒアリング審査の対象となった事業者へ別途通知します。

#### (3) 採択事業者の決定

事業の採否の決定は、審査委員会による審査・議論をもとに行います。採択に当たっては、評価結果や委員の意見等を考慮し、計画の内容、実施体制等の変更を条件として付す場合があります。

## 4. 応募書類及び手続

### (1) 応募様式

応募にあたり提出が必要となる書類は以下の書類とします。様式の電子ファイルは環境省HPからダウンロードしてください。

- ①応募申請書
- ②申請者概要書（様式1）
- ③事業概要（様式2）

### (2) 応募書類の提出方法

(1) ①～③の書類に必要な事項を記入の上、提出期限までに環境省に提出してください。①については押印の上、スキャンしたPDFを提出してください。②及び③についてはPDF等に変換せずに提出してください。

なお、受信可能な容量に制限がありますので、添付ファイルを含めたメール1通あたりの容量は9MB程度以下としてください。

提出先(E-mail) : chikyu-jigyo@env. go. jp

提出期限 : 令和元年8月2日(金) 17:00 ※延長しました

すべての書類の提出が整った時点で応募を受け付けるものとします。いずれかの書類の提出が確認できない場合は、応募の完了とは見なしませんのでご注意ください。なお、受付期間以降に当方で受け取った書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は、応募を受け付けません。

### (3) 提出に当たっての留意事項

- ・当該業務に係る応募申請書については、別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。また、提出書類に誓約事項に誓約する旨を明記すること。
- ・電子メール受領を当方で確認した場合、そのメールアドレスに受領した旨を記載して返信します。当方へ送信後、数日しても返信がない場合、当方にうまく送受信されていない可能性があります。電話にてお問い合わせください（電話番号は「7.その他」参照）。
- ・代表者が責任を持って当方への提出を行っていただくようお願いします。なお、提出いただいた書類は返還しません。

## 5. 留意事項

### (1) 審査結果の公表について

審査結果については、環境省HPにて採択事業者名及び事業概要を公開します。

### (2) 事業内容の発表等について

本事業で実施した内容については、その成果を広く国民へ情報提供していくこととしております。本事業実施中、あるいは完了後に、ご発表いただく場合もございますので、ご了承ください。

### (3) 事業概要等資料・得られたデータ等の提出について

本事業では、事業の中間評価や、事業完了直後の達成度に係る評価、また事業完了後の実用化に向けた取組の進捗等を把握することを目的として、資料提出等を適宜求めることとしています。

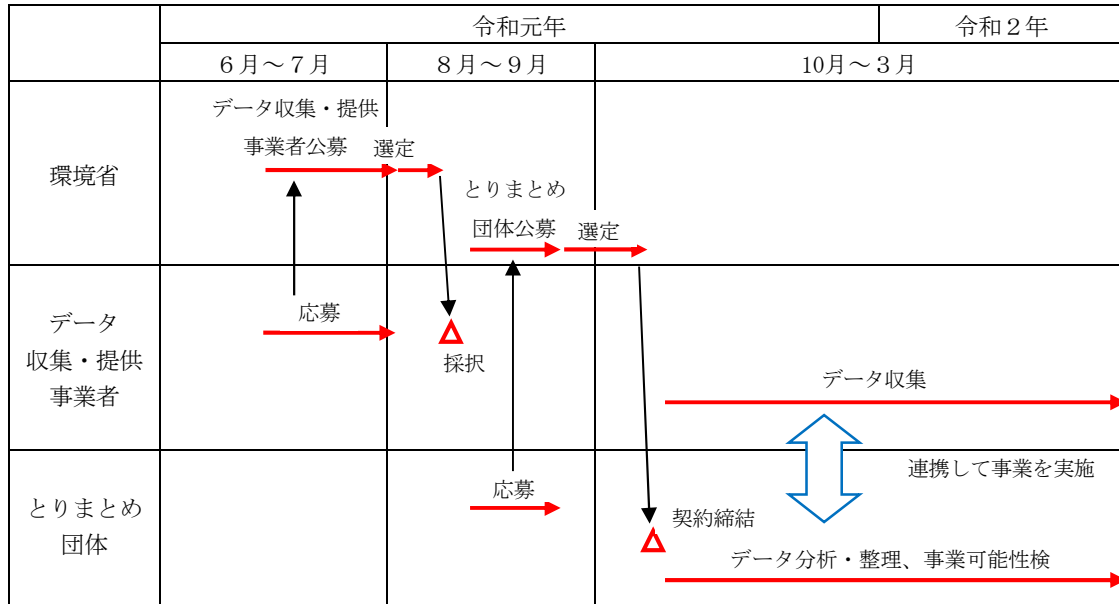
また、国の実証事業として実施していることから、本事業において得られたデータについては、個人情報適切な処理等を実施した上で、環境省等の行政機関への提出や一般への公開を義務づけることがあります。

この点にご協力いただけない方は、本事業への応募をご遠慮ください。

## 6. 今後のスケジュール

本事業は下記スケジュールで実施する予定としています。

データ収集・提供事業者の採択後、とりまとめ団体の募集・選定を行います。データ収集等の業務については、とりまとめ団体と環境省の間の契約締結後に実施していただきます。



## 7. その他

公募全般に対する問い合わせは、極力、電子メールにてお願いします。電子メールの件名（題名）は「EV/FCバス・トラック等のユースケース毎の航続距離等の特性に関するデータ収集及び事業性検証委託業務に関する問い合わせ」としていただきますようお願いいたします。

<問い合わせ先>  
 環境省地球環境局地球温暖化対策課  
 地球温暖化対策事業室  
 TEL 03-5521-8339  
 E-mail: [chikyu-jigyo@env.go.jp](mailto:chikyu-jigyo@env.go.jp)

(別紙)

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社は、下記事項について、応募申請書の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）、ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。